

○貸金業変更等届出書添付書類一覧

		変更日から2週間以内に届出											事前に届出					
		(貸金業者の) 商号・名称又は氏名変更	(貸金業者の) 住所の変更	役員・重要な使用人の変更 就任	役員・重要な使用人の変更 退任	役員・重要な使用人の氏名(商号・名称)変更	法定代理人の変更	法定代理人の氏名(商号・名称)の変更	貸金業務取扱主任者の変更・登録番号の変更	貸金業務取扱主任者の氏名の変更	業務の種類の変更	業務の方法の変更	他に行っている業務の種類の変更	※4 営業所又は事務所の名称・所在地の変更	電子メ	広告・勧誘の電話番号、ホームページ・	メールアドレス	
	変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
登録申請書	登録申請書(第2面)	○	○	役	役	役	○	○					○					
	(第3面)			重	重	重												
	(第4面)								○	○					○			
	(第5面)																○	
	(第6面)										○							
	(第7面)											○						
作成する書面	(別紙様式第1号の3)誓約書			○			○		○									
	(別紙様式第2号)履歴書			○			○											
	(別紙様式2号の2)沿革			役 ※1			※1											
	本人確認書類			○			○											
	(別紙様式3号)株主又は社員の名簿			○ ※2	○ ※2													
	(別紙様式3号の2)氏名等の一覧表			○	○		○		○									
	貸金業務取扱主任者登録通知の写し								○	○								
	取り寄せる書面	身分証明書			○			○		○								
		住民票抄本		○	○ ※3			○ ※3		○ ※3								
		戸籍(抄)謄本					○		○		○							
		法人登記事項証明書	○		役	役		※1					○					
	代理店契約書												○ ※5					
	営業所(事務所)の所在地を証する書面又は写し												○ ※6					

※ 役・・・役員の変更、重・・・重要な使用人の変更

※1 就任した役員が法人の場合必要

※2 当該様式の記載事項の変更を伴う変更の場合

※3 旧氏及び名を氏名に併せて変更届出書に記載した場合、住民票抄本又はこれに代わる書面に旧氏及び名の記載がなければ、当該旧氏及び名を証する書面が必要

※4 営業所（事務所）を新設する場合は設置する貸金業務取扱主任者関係の書類も必要となる。

※5 代理店に係る変更があった場合必要

※6 営業所（事務所）（自動契約受付機及び現金自動設備を除く。）に係る登記事項証明書（原本）（登記事項証明書の徴取が困難な場合はそれに代わる書面）、地図（住宅地図のコピー可）、見取図。貸金業協会に加入していない貸金業者の場合、営業所（事務所）の写真に加え、営業所（事務所）を賃借する場合は所有者からの使用承諾書又は賃貸借契約書等。